



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月20日火曜日 第2959号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	161
医療機関(指定訪問看護事業者等)の変更.....	(") ...	161
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	(") ...	162
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(") ...	162
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	162
指定介護機関(居宅介護事業者)の休止の届出.....	(") ...	162
指定介護機関(介護予防事業者)の休止の届出.....	(") ...	162
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課) ...	163
愛媛県伝統的特産品の指定.....	(観光物産課) ...	163
監視伝染病発生予防検査の実施.....	(畜産課) ...	163
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	(") ...	164
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	(土木管理課) ...	164
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	165
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	168
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	173
基本測量の終了の通知(2件).....	(") ...	173
公共測量の終了の通知.....	(") ...	174
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更.....	(建築住宅課) ...	174
県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額の一部改正.....	(") ...	174
道路の区域変更(一般国道317号).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	174
道路の区域変更(県道今治丹原線).....	(") ...	175
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	175
指定居宅サービス事業者の指定.....	(") ...	175
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(") ...	175
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	176
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	176
道路の区域変更(一般国道494号).....	(中予地方局久万高原土木事務所) ...	176
道路の区域変更(県道節安下鍵山線).....	(南予地方局管理課) ...	176
道路の供用開始(").....	(") ...	176
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	177
道路の供用開始(").....	(") ...	177
道路の区域変更(県道美川小田線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	177
道路の供用開始(").....	(") ...	177
公安委員会規則		
愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	(警察本部警務課) ...	178

告 示

○愛媛県告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
鹿野川診療所	大洲市肱川町山鳥坂77番地	平成30年3月1日

○愛媛県告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称が、次のように変更された。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関(指定訪問看護事業者等)の名称	医療機関(指定訪問看護事業者等)の所在地	変更年月日
(変更後) 訪問看護ステーションサスケ	四国中央市土居町津根3025-1	平成30年2月10日
(変更前) 訪問看護ステーションまごころ		

○愛媛県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社東予事業所	（変更後） 西条市新市575番地4	平成29年2月1日
			（変更前） 西条市新市650番地6	

○愛媛県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社東予事業所	（変更後） 西条市新市575番地4	平成29年2月1日
			（変更前） 西条市新市650番地6	

○愛媛県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社東予事業所	（変更後） 西条市新市575番地4	平成29年2月1日
			（変更前） 西条市新市650番地6	

○愛媛県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成30年3月1日

○愛媛県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のよ

うに休止した旨の届出があった。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る介護予防事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成30年 3月 1日

○愛媛県告示第266号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) N - (4 - フルオロフェニル) - N - (1 - フェネチルピペリジン - 4 - イル) イソブチルアミド (通称名4F iBF、4 FIBF、4 Fluoroisobutyryl fentanyl) 及びその塩類
- (2) N - (4 - クロロフェニル) - N - (1 - フェネチルピペリジン - 4 - イル) イソブチルアミド (通称名4Cl iBF、4 Chloroisobutyryl fentanyl) 及びその塩類
- (3) N - (1 - フェネチルピペリジン - 4 - イル) - N - フェニ

- ルテトラヒドロフラン - 2 - カルボキサミド (通称名 Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF F) 及びその塩類
- (4) N - (2 - メトキシベンジル) - N - メチル - 1 - (4 - メチルフェニル) プロパン - 2 - アミン (通称名4 MMA NBOMe) 及びその塩類
- (5) 1 - (3 , 5 - ジメトキシ - 4 - プロポキシフェニル) プロパン - 2 - アミン (通称名3C P) 及びその塩類
- (6) 前各号に掲げる物を含有する物

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

平成30年 3月10日

○愛媛県告示第267号

愛媛県伝統的特産品産業振興対策要綱（昭和54年10月1日制定）第2の1の規定に基づき、愛媛県伝統的特産品を次のように指定した。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	伝統的な技術若しくは技法又は伝統的に使用されてきた原材料	製造される地域
伊予生糸	1 伝統的な技術又は技法 繰糸は、多糸繰糸機を用いた手法によること。 2 伝統的に使用されてきた原材料 使用する繭は、愛媛県産の繭とすること。	西予市

○愛媛県告示第268号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

- (1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛	県下一円

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛	県下一円

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市（明浜町、宇和町、野村町大野ヶ原、城川町、三瓶町に限る）
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	松山市、伊予市、東温市、西予市（大野ヶ原を除く野村町に限る）
3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
4 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満48ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(6) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第269号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第270号

愛媛県工事執行規程（昭和39年 8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>様式第10号（第20条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>¥</td> </tr> </table>	省略	計	¥	<p>様式第10号（第20条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr> <td>計</td> <td>¥</td> </tr> <tr> <td>労災保険料 納付確認</td> <td> 年 月 日 ¥ （印 認） </td> </tr> </table>	省略	計	¥	労災保険料 納付確認	年 月 日 ¥ （印 認）
省略									
計	¥								
省略									
計	¥								
労災保険料 納付確認	年 月 日 ¥ （印 認）								

○愛媛県告示第271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鳥津川 442 - 1168 - 1	西宇和 郡伊方 町鳥津 (次の 図のと おり)	土石流
鳥津川 442 - 1168 - 2	西宇和 郡伊方 町鳥津 (次の 図のと おり)	土石流
九町新 川 442 - 1183 - 1	西宇和 郡伊方 町奥 (次の 図のと おり)	土石流
畑尻川 442 - 1184	西宇和 郡伊方 町豊之 浦 (次の 図のと おり)	土石流
川永田 川 442 - 1186	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流
伊方新 川 442 - 1188 - 4	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流
西川 442 - 1192	西宇和 郡伊方 町中浦 (次の 図のと おり)	土石流
宮の谷 川 442 - 1195	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと おり)	土石流
大川 442 - 1196	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと おり)	土石流
産神川 442 - 1205	西宇和 郡伊方 町中之 浜 (次の 図のと おり)	土石流
浜田川 443 - 1210	西宇和 郡伊方 町足成 (次の 図のと おり)	土石流

三机大 川 443 - 1219 - 1	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	土石流
谷奥川 443 - 1220	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	土石流
平松川 443 - 1224	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流
寺上川 443 - 1238 - 2	西宇和 郡伊方 町川之 浜 (次の 図のと おり)	土石流
振ノ浜 川 443 - 1241	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流
東川 443 - 1243	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流
塩成川 443 - 2061 - 3	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流
釜木川 444 - 1245	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	土石流
足谷川 444 - 1248	西宇和 郡伊方 町二名 津 (次の 図のと おり)	土石流
明神川 444 - 1252	西宇和 郡伊方 町明神 (次の 図のと おり)	土石流
中ノ川 444 - 1253	西宇和 郡伊方 町明神 (次の 図のと おり)	土石流
与侈川 444 - 1260	西宇和 郡伊方 町与侈 (次の 図のと おり)	土石流
谷川 444 - 1261	西宇和 郡伊方 町与侈 (次の 図のと おり)	土石流
下正野 川 444 - 1265	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	土石流

杉山川 444 - 1276	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと あり)	土石流	豊之浦 東 442 - J - 35 9	西宇和 郡伊方 町豊之 浦 (次の 図のと あり)	地すべり
奥山川 444 - 1279	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと あり)	土石流	豊之浦 J - 36 0	西宇和 郡伊方 町豊之 浦 (次の 図のと あり)	地すべり
先目川 444 - 1281 - 3	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと あり)	土石流	豊之浦 西 442 - J - 36 1	西宇和 郡伊方 町豊之 浦 (次の 図のと あり)	地すべり
天神川 444 - 1287	西宇和 郡伊方 町大佐 田 (次の 図のと あり)	土石流	久保 442 - J - 36 3	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと あり)	地すべり
南野坂 川 444 - 2062	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと あり)	土石流	浦安 442 - J - 36 4	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと あり)	地すべり
大浜 442 - J - 34 9	西宇和 郡伊方 町大浜 (次の 図のと あり)	地すべり	畑 442 - J - 36 5	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと あり)	地すべり
中之浜 442 - J - 35 0	西宇和 郡伊方 町中之 浜 (次の 図のと あり)	地すべり	奥西 442 - J - 36 8	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと あり)	地すべり
仁田之 浜 442 - J - 35 1	西宇和 郡伊方 町仁田 之浜 (次の 図のと あり)	地すべり	久保西 442 - J - 37 0	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと あり)	地すべり
湊浦 442 - J - 35 2	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと あり)	地すべり	二見本 浦 442 - J - 37 1	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと あり)	地すべり
河内東 442 - J - 35 3	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと あり)	地すべり	加周 442 - J - 37 2	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと あり)	地すべり
河内西 442 - J - 35 4	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと あり)	地すべり	古屋敷 442 - J - 37 3	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと あり)	地すべり
中浦 442 - J - 35 5	西宇和 郡伊方 町中浦 (次の 図のと あり)	地すべり	田之浦 442 - J - 37 4	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと あり)	地すべり
中浦北 442 - J - 35 7	西宇和 郡伊方 町中浦 (次の 図のと あり)	地すべり	亀浦 442 - J - 37 8	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと あり)	地すべり
川永田 442 - J - 35 8	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと あり)	地すべり	伊方越 442 - J - 37 9	西宇和 郡伊方 町伊方 越 (次の 図のと あり)	地すべり

伊方越東 442 - J - 53 3	西宇和郡伊方町伊方越 (次の図のとおり)	地すべり	松崎 443 - J - 39 6	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	地すべり
塩成 443 - J - 38 1	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	地すべり	三机北 443 - J - 39 7	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	地すべり
中網代 443 - J - 38 2	西宇和郡伊方町塩成 (次の図のとおり)	地すべり	三机西 443 - J - 39 8	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	地すべり
川之浜北 443 - J - 38 4	西宇和郡伊方町川之浜 (次の図のとおり)	地すべり	佐市 443 - J - 39 9	西宇和郡伊方町三机 (次の図のとおり)	地すべり
川之浜 443 - J - 38 5	西宇和郡伊方町川之浜 (次の図のとおり)	地すべり	大江北 443 - J - 53 4	西宇和郡伊方町大江 (次の図のとおり)	地すべり
平簗 443 - J - 38 6	西宇和郡伊方町大久 (次の図のとおり)	地すべり	名取 444 - J - 40 0	西宇和郡伊方町名取 (次の図のとおり)	地すべり
大久東 443 - J - 38 7	西宇和郡伊方町大久 (次の図のとおり)	地すべり	佐田 444 - J - 40 1	西宇和郡伊方町佐田 (次の図のとおり)	地すべり
大久 443 - J - 38 8	西宇和郡伊方町大久 (次の図のとおり)	地すべり	経塚 444 - J - 40 2	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	地すべり
大久北 443 - J - 38 9	西宇和郡伊方町大久 (次の図のとおり)	地すべり	三崎西 444 - J - 40 4	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	地すべり
神崎 443 - J - 39 1	西宇和郡伊方町神崎 (次の図のとおり)	地すべり	螺螺簗 444 - J - 40 5	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	地すべり
田部北 443 - J - 39 2	西宇和郡伊方町田部 (次の図のとおり)	地すべり	串 444 - J - 40 7	西宇和郡伊方町串 (次の図のとおり)	地すべり
田部南 443 - J - 39 3	西宇和郡伊方町田部 (次の図のとおり)	地すべり	半田 444 - J - 40 8	西宇和郡伊方町串 (次の図のとおり)	地すべり
小島 443 - J - 39 4	西宇和郡伊方町小島 (次の図のとおり)	地すべり	与修 444 - J - 40 9	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	地すべり
大江 443 - J - 39 5	西宇和郡伊方町大江 (次の図のとおり)	地すべり	与修北 444 - J - 41 0	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	地すべり

二名津西 444 - J - 41 1	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	地すべり
二名津東 444 - J - 41 2	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	地すべり
経塚北 444 - J - 41 4	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	地すべり
平磯 444 - J - 41 5	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	地すべり
釜木 444 - J - 41 6	西宇和郡伊方町釜木 (次の図のとおり)	地すべり
二名津中 444 - J - 53 5	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
畑尻 442 - I - 16 02(1)	西宇和郡伊方町大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	畑尻 442 - I - 16 02(1)	西宇和郡伊方町大浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小谷 442 - I - 16 04(1)	西宇和郡伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小谷 442 - I - 16 04(1)	西宇和郡伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ワキ 442 - I - 16 06(1)	西宇和郡伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ワキ 442 - I - 16 06(1)	西宇和郡伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三浪滝の前 442 - I - 16 12(1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三浪滝の前 442 - I - 16 12(1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

川永田 442 - I - 16 16(1)	西宇和郡伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	川永田 442 - I - 16 16(1)	西宇和郡伊方町川永田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
豊の浦 442 - I - 16 20(1)	西宇和郡伊方町豊之浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	豊の浦 442 - I - 16 20(1)	西宇和郡伊方町豊之浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥B 442 - I - 16 22(1)	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥B 442 - I - 16 22(1)	西宇和郡伊方町九町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋敷 442 - I - 16 30(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	古屋敷 442 - I - 16 30(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浦A 442 - I - 16 31(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田之浦A 442 - I - 16 31(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浦 442 - I - 16 32(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田之浦 442 - I - 16 32(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浦D 442 - I - 16 34(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田之浦D 442 - I - 16 34(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田之浦E 442 - I - 16 35(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	田之浦E 442 - I - 16 35(1)	西宇和郡伊方町二見 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
湊浦B 442 - I - 16 42(1)	西宇和郡伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	湊浦B 442 - I - 16 42(1)	西宇和郡伊方町湊浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
敬祖 442 - II - 1 (1)	西宇和郡伊方町中之浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	敬祖 442 - II - 1 (1)	西宇和郡伊方町中之浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浦之浜 442 - II - 1 (2)	西宇和郡伊方町豊之浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浦之浜 442 - II - 1 (2)	西宇和郡伊方町豊之浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二波 442 - II - 2 (1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	二波 442 - II - 2 (1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶原 442 - II - 3 (1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	梶原 442 - II - 3 (1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芝之元 442 - II - 5 (1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	芝之元 442 - II - 5 (1)	西宇和郡伊方町河内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

岩見 A 442 - 7 II - 7 (1)	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	岩見 A 442 - 7 II - 7 (1)	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
ソウズ 442 - 8 II - 8 (1)	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	ソウズ 442 - 8 II - 8 (1)	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
伊方越 442 - 9 II - 9 (1)	西宇和 郡伊方 町伊方 越(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	伊方越 442 - 9 II - 9 (1)	西宇和 郡伊方 町伊方 越(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田之浦 F 442 - 10 II - 10 (1)	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之浦 F 442 - 10 II - 10 (1)	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
河内 442 - 11 II - 11 (1)	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	河内 442 - 11 II - 11 (1)	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
田之浦 G 442 - 12 II - 12 (1)	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	田之浦 G 442 - 12 II - 12 (1)	西宇和 郡伊方 町二見 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
カミノ マエ 443 - 13 I - 13 6(2)	西宇和 郡伊方 町田部 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	カミノ マエ 443 - 13 I - 13 6(2)	西宇和 郡伊方 町田部 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
谷奥 443 - 16 I - 16 49(1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	谷奥 443 - 16 I - 16 49(1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小島 C 443 - 16 I - 16 60(1)	西宇和 郡伊方 町小島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小島 C 443 - 16 I - 16 60(1)	西宇和 郡伊方 町小島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
山ノ前 443 - 16 I - 16 78(1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	山ノ前 443 - 16 I - 16 78(1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
佐市 443 - 16 II - 1 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	佐市 443 - 16 II - 1 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
松之浜 A 443 - 17 II - 2 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	松之浜 A 443 - 17 II - 2 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
松之浜 B 443 - 17 II - 3 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	松之浜 B 443 - 17 II - 3 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
ヒラマ ツ A 443 - 17 II - 4 (1)	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	ヒラマ ツ A 443 - 17 II - 4 (1)	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
ヒラマ ツ B 443 - 17 II - 5 (1)	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	ヒラマ ツ B 443 - 17 II - 5 (1)	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
ヒラマ ツ C 443 - 17 II - 6 (1)	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	ヒラマ ツ C 443 - 17 II - 6 (1)	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
狩浜 A 443 - 17 II - 7 (1)	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	狩浜 A 443 - 17 II - 7 (1)	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
狩浜 B 443 - 17 II - 8 (1)	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	狩浜 B 443 - 17 II - 8 (1)	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高茂 A 443 - 17 II - 9 (1)	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高茂 A 443 - 17 II - 9 (1)	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高茂 C 443 - 17 II - 11 (1)	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高茂 C 443 - 17 II - 11 (1)	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
新瀬戸 II - 16 51 443 - 12 II - 12 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	新瀬戸 II - 16 51 443 - 12 II - 12 (1)	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
釜木 444 - 16 I - 16 81(1)	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	釜木 444 - 16 I - 16 81(1)	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
平磯 B 444 - 16 I - 16 83(1)	西宇和 郡伊方 町平磯 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平磯 B 444 - 16 I - 16 83(1)	西宇和 郡伊方 町平磯 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
中村 A 444 - 16 I - 16 86(1)	西宇和 郡伊方 町二名 津(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中村 A 444 - 16 I - 16 86(1)	西宇和 郡伊方 町二名 津(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
五百田 444 - 16 I - 16 88(1)	西宇和 郡伊方 町二名 津(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	五百田 444 - 16 I - 16 88(1)	西宇和 郡伊方 町二名 津(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高浦 444 - 17 I - 17 13(1)	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高浦 444 - 17 I - 17 13(1)	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
宮ノ後 444 - 17 I - 17 14(1)	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	宮ノ後 444 - 17 I - 17 14(1)	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大佐田 444 - 17 I - 17 18(1)	西宇和 郡伊方 町大佐 田(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大佐田 444 - 17 I - 17 18(1)	西宇和 郡伊方 町大佐 田(次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

井野浦 B 444 - I - 17 20(1)	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	井野浦 B 444 - I - 17 20(1)	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	カゲノ平 B 444 - II - 10 (2)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	カゲノ平 B 444 - II - 10 (2)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
与修 C 444 - I - 17 23(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	与修 C 444 - I - 17 23(1)	西宇和郡伊方町与修 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八軒家 A 444 - II - 11 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	八軒家 A 444 - II - 11 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
水尻 444 - I - 17 42(1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	水尻 444 - I - 17 42(1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大滝 444 - II - 11 (2)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大滝 444 - II - 11 (2)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ハマ A 444 - II - 1 (1)	西宇和郡伊方町釜木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ハマ A 444 - II - 1 (1)	西宇和郡伊方町釜木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	砂田 444 - II - 12 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	砂田 444 - II - 12 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中村 B 444 - II - 2 (2)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中村 B 444 - II - 2 (2)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向井 A 444 - II - 13 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向井 A 444 - II - 13 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ハマ D 444 - II - 3 (1)	西宇和郡伊方町釜木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ハマ D 444 - II - 3 (1)	西宇和郡伊方町釜木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	名取 444 - II - 14 (2)	西宇和郡伊方町名取 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	名取 444 - II - 14 (2)	西宇和郡伊方町名取 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松道 444 - II - 3 (2)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	松道 444 - II - 3 (2)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	ハマ 444 - II - 15 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ハマ 444 - II - 15 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横道 444 - II - 4 (2)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	横道 444 - II - 4 (2)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	浜道 444 - II - 15 (2)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浜道 444 - II - 15 (2)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥内 A 444 - II - 5 (2)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥内 A 444 - II - 5 (2)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	前奥 444 - II - 16 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	前奥 444 - II - 16 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
カワムカイ 444 - II - 6 (1)	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	カワムカイ 444 - II - 6 (1)	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	脇谷 444 - II - 18 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	脇谷 444 - II - 18 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
サト A 444 - II - 8 (1)	西宇和郡伊方町名取 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	サト A 444 - II - 8 (1)	西宇和郡伊方町名取 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	泊 B 444 - II - 19 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	泊 B 444 - II - 19 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下ヶ市 444 - II - 8 (2)	西宇和郡伊方町串 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	下ヶ市 444 - II - 8 (2)	西宇和郡伊方町串 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	泊 C 444 - II - 20 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	泊 C 444 - II - 20 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野坂 B 444 - II - 9 (2)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野坂 B 444 - II - 9 (2)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	泊 D 444 - II - 21 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	泊 D 444 - II - 21 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂崎 A 444 - II - 10 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	堂崎 A 444 - II - 10 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥内 B 444 - II - 22 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	奥内 B 444 - II - 22 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

オミド B 444 - II - 26 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	オミド B 444 - II - 26 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	正の谷 B 444 - II - 47 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	正の谷 B 444 - II - 47 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
ドイ 444 - II - 27 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	ドイ 444 - II - 27 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長浜 B 444 - II - 48 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	長浜 B 444 - II - 48 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須賀 A 444 - II - 28 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須賀 A 444 - II - 28 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平磯 A 444 - II - 49 (1)	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平磯 A 444 - II - 49 (1)	西宇和郡伊方町平磯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
須賀 B 444 - II - 29 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	須賀 B 444 - II - 29 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	堂崎 444 - II - 50 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	堂崎 444 - II - 50 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瀬戸 444 - II - 30 (1)	西宇和郡伊方町高浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	瀬戸 444 - II - 30 (1)	西宇和郡伊方町高浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	浜 444 - II - 51 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浜 444 - II - 51 (1)	西宇和郡伊方町二名津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
梶谷 444 - II - 32 (1)	西宇和郡伊方町大佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	梶谷 444 - II - 32 (1)	西宇和郡伊方町大佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	明神 444 - II - 52 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	明神 444 - II - 52 (1)	西宇和郡伊方町明神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浦城 444 - II - 34 (1)	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	浦城 444 - II - 34 (1)	西宇和郡伊方町井野浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松 A 444 - II - 53 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	松 A 444 - II - 53 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中尾 444 - II - 38 (1)	西宇和郡伊方町与多 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中尾 444 - II - 38 (1)	西宇和郡伊方町与多 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	赤坂 B 444 - II - 54 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	赤坂 B 444 - II - 54 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
入津 444 - II - 39 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	入津 444 - II - 39 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	佐田 444 - II - 55 (1)	西宇和郡伊方町佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐田 444 - II - 55 (1)	西宇和郡伊方町佐田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野坂 444 - II - 40 (1)	西宇和郡伊方町串・正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野坂 444 - II - 40 (1)	西宇和郡伊方町串・正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	サザエバヤ 444 - II - 56 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	サザエバヤ 444 - II - 56 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野坂 A 444 - II - 41 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	野坂 A 444 - II - 41 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	カゲノ平 A 444 - II - 57 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	カゲノ平 A 444 - II - 57 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一本松 B 444 - II - 44 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	一本松 B 444 - II - 44 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松 B 444 - II - 58 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	松 B 444 - II - 58 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
笹の谷 444 - II - 45 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	笹の谷 444 - II - 45 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	松 D 444 - II - 59 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	松 D 444 - II - 59 (1)	西宇和郡伊方町松 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正の谷 A 444 - II - 46 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	正の谷 A 444 - II - 46 (1)	西宇和郡伊方町正野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	向灘 A 444 - II - 60 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	向灘 A 444 - II - 60 (1)	西宇和郡伊方町三崎 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

笹の谷 A 444 - II - 61 (1)	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	笹の谷 A 444 - II - 61 (1)	西宇和 郡伊方 町正野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	寺川 442 - 1194 - 1	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと おり)	土石流	寺川 442 - 1194 - 1	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東九町 川 442 - 1165 - 1	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	東九町 川 442 - 1165 - 1	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	寺川 442 - 1194 - 2	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと おり)	土石流	寺川 442 - 1194 - 2	西宇和 郡伊方 町湊浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東九町 川 442 - 1165 - 2	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	東九町 川 442 - 1165 - 2	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	カニタ 川 442 - 1203	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	カニタ 川 442 - 1203	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東九町 川 442 - 1165 - 3	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	東九町 川 442 - 1165 - 3	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	水ヶ浦 下川 442 - 1206	西宇和 郡伊方 町中之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	水ヶ浦 下川 442 - 1206	西宇和 郡伊方 町中之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西九町 川 442 - 1166	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	西九町 川 442 - 1166	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大宮川 442 - 2047	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと おり)	土石流	大宮川 442 - 2047	西宇和 郡伊方 町亀浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
九町越 川 442 - 1167	西宇和 郡伊方 町九町 越 (次の 図のと おり)	土石流	九町越 川 442 - 1167	西宇和 郡伊方 町九町 越 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	南九町 川 442 - 2048	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	南九町 川 442 - 2048	西宇和 郡伊方 町九町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
鳥津川 442 - 1168 - 3	西宇和 郡伊方 町鳥津 (次の 図のと おり)	土石流	鳥津川 442 - 1168 - 3	西宇和 郡伊方 町鳥津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	藤当川 442 - 2049	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	藤当川 442 - 2049	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
加周川 442 - 1177	西宇和 郡伊方 町加周 (次の 図のと おり)	土石流	加周川 442 - 1177	西宇和 郡伊方 町加周 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西カニ タ川 442 - 2050	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	西カニ タ川 442 - 2050	西宇和 郡伊方 町河内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
九町新 川 442 - 1183 - 2	西宇和 郡伊方 町奥 (次の 図のと おり)	土石流	九町新 川 442 - 1183 - 2	西宇和 郡伊方 町奥 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	浦中川 442 - 2051	西宇和 郡伊方 町中之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	浦中川 442 - 2051	西宇和 郡伊方 町中之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
九町新 川 442 - 1183 - 3	西宇和 郡伊方 町奥 (次の 図のと おり)	土石流	九町新 川 442 - 1183 - 3	西宇和 郡伊方 町奥 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	三机大 川 443 - 1219 - 2	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	土石流	三机大 川 443 - 1219 - 2	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
伊方新 川 442 - 1188 - 1	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	伊方新 川 442 - 1188 - 1	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	ナガク ボ川 443 - 1229	西宇和 郡伊方 町田部 (次の 図のと おり)	土石流	ナガク ボ川 443 - 1229	西宇和 郡伊方 町田部 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
伊方新 川 442 - 1188 - 2	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	伊方新 川 442 - 1188 - 2	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	西の川 443 - 1236	西宇和 郡伊方 町川之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	西の川 443 - 1236	西宇和 郡伊方 町川之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
伊方新 川 442 - 1188 - 3	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	伊方新 川 442 - 1188 - 3	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	寺上川 443 - 1238 - 1	西宇和 郡伊方 町川之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	寺上川 443 - 1238 - 1	西宇和 郡伊方 町川之 浜 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大谷川 442 - 1189	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	大谷川 442 - 1189	西宇和 郡伊方 町川永 田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	向川 443 - 2052	西宇和 郡伊方 町足成 (次の 図のと おり)	土石流	向川 443 - 2052	西宇和 郡伊方 町足成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

東松之 浜川 443 - 2053	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	土石流	東松之 浜川 443 - 2053	西宇和 郡伊方 町三机 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大江川 443 - 2054	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流	大江川 443 - 2054	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西大典 川 443 - 2055 - 1	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流	西大典 川 443 - 2055 - 1	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西大典 川 443 - 2055 - 2	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流	西大典 川 443 - 2055 - 2	西宇和 郡伊方 町大江 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西志津 川 443 - 2056	西宇和 郡伊方 町志津 (次の 図のと おり)	土石流	西志津 川 443 - 2056	西宇和 郡伊方 町志津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小島大 川 443 - 2057	西宇和 郡伊方 町小島 (次の 図のと おり)	土石流	小島大 川 443 - 2057	西宇和 郡伊方 町小島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中高茂 川 443 - 2058	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	土石流	中高茂 川 443 - 2058	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西口ク タンダ 川 443 - 2059	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	土石流	西口ク タンダ 川 443 - 2059	西宇和 郡伊方 町高茂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
田部川 443 - 2060	西宇和 郡伊方 町田部 (次の 図のと おり)	土石流	田部川 443 - 2060	西宇和 郡伊方 町田部 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
塩成川 443 - 2061 - 1	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流	塩成川 443 - 2061 - 1	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
塩成川 443 - 2061 - 2	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流	塩成川 443 - 2061 - 2	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
塩成川 443 - 2061 - 4	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流	塩成川 443 - 2061 - 4	西宇和 郡伊方 町塩成 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
舟瀬川 444 - 1244 - 1	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	土石流	舟瀬川 444 - 1244 - 1	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
舟瀬川 444 - 1244 - 2	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	土石流	舟瀬川 444 - 1244 - 2	西宇和 郡伊方 町釜木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

前浜川 444 - 1259	西宇和 郡伊方 町松 (次の 図のと おり)	土石流	前浜川 444 - 1259	西宇和 郡伊方 町松 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
先目川 444 - 1281 - 1	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	先目川 444 - 1281 - 1	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
先目川 444 - 1281 - 2	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	先目川 444 - 1281 - 2	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高浦川 444 - 1282	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	高浦川 444 - 1282	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
二レ谷 川 444 - 2063	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	土石流	二レ谷 川 444 - 2063	西宇和 郡伊方 町三崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
横網代 川 444 - 2064	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	横網代 川 444 - 2064	西宇和 郡伊方 町高浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
上宮下 川 444 - 2065	西宇和 郡伊方 町名取 (次の 図のと おり)	土石流	上宮下 川 444 - 2065	西宇和 郡伊方 町名取 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、八幡浜土木事務所及び伊方町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第273号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局山鳥坂ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成30年 3月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年 3月26日から
31日まで
- 3 作業地域 大洲市肱川町山鳥坂

○愛媛県告示第274号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。
平成30年 3月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業期間 平成29年 8月1日から
12月28日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成29年 8月 1日から
平成30年 2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局野村ダム管理所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年10月23日から
平成30年 2月28日まで
- 3 作業地域 西予市野村町

○愛媛県告示第277号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成30年4月分の家賃から適用する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数 値	備 考
西条市国安	東予	57	耐 火	0.6340	第3号棟に限る。

○愛媛県告示第278号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額（平成20年 3月愛媛県告示第513号）の一部を次のように改正し、平成30年 4月 1日から施行する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）				1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。）			
名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度	名 称	位 置	駐車場使用料 (月額)	有 料 化 開始年度
省略				省略			
東予団地	省略			東予団地	省略		
砥部団地	伊予郡	(1) 舗装されている区画 106円	平成30年				
	砥部町	(2) 舗装されていない区画 70円	度				
	高尾田						
2～4	省略			2～4	省略		

○愛媛県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	今治市高橋字大縄田甲550番2から 同市別名字中河原231番3まで	旧	メートル 11.7～11.8	キロメートル 0.120	
			新	11.8～17.5	0.120	

○愛媛県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	今治市別名字中河原233番11から 同字233番11まで	旧	メートル 10.2～13.7	キロメートル 0.008	
		今治市別名字中河原233番7から 同字233番11まで	新	10.4～18.9	0.005	

○愛媛県告示第281号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成30年 3月20日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850100946	株式会社悠遊社	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号	寺 河 駿	児童発達支援	ゆうゆうキッズ	愛媛県松山市針田町12番地1	平成29年9月1日
3850100953	株式会社フェローシステム	愛媛県松山市西一万町10番地2	三 好 大 助	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスフェローIntech	愛媛県松山市中一万町7-7	平成29年9月1日
3850100961	七色ゆめ工房株式会社	愛媛県西条市大野395番地13	高 正 剛	放課後等デイサービス	レインボーキッズメソッド4	愛媛県松山市越智3丁目4-23-101	平成29年11月1日
3850100979	一般社団法人優広会	愛媛県松山市南堀端町5番地10	上 野 正 人	放課後等デイサービス	ワーク スタート	愛媛県松山市味酒町三丁目1番地4	平成29年12月1日
3850100995	特定非営利活動法人レッチャーノ	愛媛県伊予市森甲1102番地	松 下 勝 則	児童発達支援	てらす美沢	愛媛県松山市美沢2丁目3-21	平成30年1月1日
3850100995	特定非営利活動法人レッチャーノ	愛媛県伊予市森甲1102番地	松 下 勝 則	放課後等デイサービス	てらす美沢	愛媛県松山市美沢2丁目3-21	平成30年1月1日
3850100367	特定非営利活動法人レッチャーノ	愛媛県伊予市森甲1102番地	松 下 勝 則	児童発達支援	多機能型事業所てらす	愛媛県松山市平井町甲2293番地4	平成30年1月1日

○愛媛県告示第282号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年 3月20日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社 かいせい	ヘルパーステーション そえる	愛媛県伊予市米湊333-3	平成29年12月20日	訪問介護

○愛媛県告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成30年 3月20日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社 かいせい	居宅介護支援事業所 そえる	愛媛県伊予市米湊333-3	平成29年12月20日	居宅介護支援

○愛媛県告示第284号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年3月20日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人エンゼル	デイサービスセンターこだま	愛媛県伊予郡松前町大字大間314番地	平成29年12月31日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成30年3月20日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者（設置者）			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510272	有限会社亀岡食品加工所	愛媛県松山市別府町419-3	亀岡 秀光	就労継続支援B型	かめ	愛媛県伊予郡松前町北黒田堅田500-7	平成29年9月1日
3811500473	特定非営利活動法人ヘレン	愛媛県東温市田窪2232番地20	浅海 清仁	生活介護	ヘレン	愛媛県東温市田窪2054番地6	平成29年12月12日
3811500523	有限会社能智企画	愛媛県東温市横河原284番地1	能智 かおる	就労継続支援B型	ロハスワーク東温	愛媛県東温市志津川624番地1	平成30年1月11日

○愛媛県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川1501番2から 同町東川1558番1地先まで	旧	メートル 3.8～9.1	キロメートル 0.418	
		上浮穴郡久万高原町東川1500番1から 同町東川1558番1まで	新	9.8～39.6	0.418	

○愛媛県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中3番2から 同大字2番2まで	旧	メートル 7.3～13.5	キロメートル 0.040	
		北宇和郡鬼北町大字父野川中3番1から 同大字2番1まで	新	17.4～21.1	0.040	

○愛媛県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡鬼北町大字父野川中3番1から 同大字2番1まで	平成30年 3月20日

○愛媛県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦685 - 3地先から 同町亀浦194 - 1地先まで	旧	メートル 3 5 ~ 15 3	キロメートル 0.628	
			新	3 5 ~ 15 3 8 5 ~ 44 5	0.628 0.562	

○愛媛県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦685 - 3地先から 同町亀浦194 - 1地先まで	平成30年 3月22日 16 : 00

○愛媛県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4114番地先から 同町上川4125番3まで	旧	メートル 4 0 ~ 12 4	キロメートル 0.119	
			新	9 3 ~ 16 0	0.119	

○愛媛県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 3月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4114番地先から 同町上川4125番3まで	平成30年 3月20日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月20日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（生活安全部の分課）</p> <p>第32条 生活安全部に、次の6課を置く。</p> <p>生活安全企画課 地域課 通信指令課 少年課 生活環境課 <u>サイバー犯罪対策課</u></p> <p>（生活環境課）</p> <p>第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること（<u>サイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>（<u>サイバー犯罪対策課</u>）</p> <p>第36条の2 <u>サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>サイバーセキュリティに係る総合的対策に関すること。</u></p> <p>(2) <u>サイバー犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(3) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(4) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に関すること。</u></p> <p>（刑事企画課）</p> <p>第38条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>通訳センターの運営に関すること。</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>（警備部の分課）</p> <p>第52条 警備部に、次の2課及び1隊を置く。</p> <p>公安課</p>	<p>（生活安全部の分課）</p> <p>第32条 生活安全部に、次の5課を置く。</p> <p>生活安全企画課 地域課 通信指令課 少年課 生活環境課</p> <p>（生活環境課）</p> <p>第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に関すること</p> <p>_____。</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>サイバー犯罪に係る総合的対策に関すること。</u></p> <p>(11) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p> <p>（刑事企画課）</p> <p>第38条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>（警備部の分課）</p> <p>第52条 警備部に、次の3課及び1隊を置く。</p> <p>公安課</p>

警備課

機動隊

(警備課)

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 警衛に関すること _____。
- (3)~(8) 省略

(外事対策室)

第57条 省略

2 外事対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1)~(5) 省略

(捜査支援室)

第72条 省略

2 捜査支援室は、第38条第7号、第8号及び第9号の事務をつかさどる。

3・4 省略

第72条の2 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県新居浜警察署、愛媛県今治警察署、 愛媛県松山西警察署及び愛媛県宇和島警察署	省略
省略	
愛媛県四国中央警察署、愛媛県西条警察署、 愛媛県西条西警察署、愛媛県伊予警察署、 愛媛県大洲警察署及び愛媛県八幡浜警察署	省略
省略	
愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署 及び愛媛県愛南警察署	省略

警備課

警衛対策課

機動隊

(警備課)

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
 - (2) 警衛に関すること(警衛対策課の所掌に属するものを除く。)
 - (3)~(8) 省略
- (警衛対策課)

第54条の2 警衛対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 第72回国民体育大会及び第17回全国障害者スポーツ大会(以下「国体等」という。)の開催に伴う警衛に関すること。
- (2) 国体等の開催に伴う連絡調整に関すること。

(外事対策室)

第57条 省略

2 外事対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1)~(5) 省略
 - (6) 通訳センターの運営に関すること。
- (サイバー犯罪対策室)

第72条 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3 サイバー犯罪対策室に、室長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(捜査支援室)

第72条の2 省略

2 捜査支援室は、第38条第7号及び第8号 _____ の事務をつかさどる。

3・4 省略

第72条の3 省略

別表(第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県新居浜警察署、愛媛県今治警察署及 び愛媛県松山西警察署	省略
省略	
愛媛県四国中央警察署、愛媛県西条警察署、 愛媛県西条西警察署、愛媛県伊予警察署、 愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署 及び愛媛県宇和島警察署	省略
省略	
愛媛県伯方警察署	省略
愛媛県久万高原警察署及び愛媛県愛南警察署	警務課 会計課 刑事生活安全課 地域交通課

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表愛媛県伯方警察署の項及び愛媛県久万高原警察署及び愛媛県愛南警察署の項の改正規定は、同年3月22日から施行する。